

食品表示法（保健事項）の広報誌等掲載例

加工食品を製造、加工、輸入、販売をされる食品関連事業者の皆様へ

○平成27年（2015年）4月1日から、加工食品への栄養成分表示が義務化され、一般用の加工食品には、新たに、食品単位（100g、1食分等）当たりの熱量・たんぱく質・脂質・炭水化物・食塩相当量の5項目の表示が必須とされました。

○経過措置の終了が令和2年（2020年）3月31日までとなっていますので、計画的に準備をし、経過措置の終了までに速やかな表示の切り替えに努めてください。（旧基準で栄養成分表示をしている場合には、新基準に対応した表示の切り替えが必要です。）

○なお、表示可能面積が小さいもの（概ね30cm²以下）、酒類、栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものや、小規模事業者が販売するもの（ただし、スーパー等小規模でない事業者を介し販売する場合を除く）等については省略が認められています。

○詳しくは、北海道庁ホームページ「栄養や健康等の表示について」（保健福祉部健康安全局地域保課）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hfsyokuhinhyouji.htm>

最寄りの保健所（☎〇〇-××-△△）または、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課（☎011-231-4111 内線 25-515）にお問い合わせください。